

9月は粉じん障害防止 総合対策推進強化月間です！

北海道内では、依然としてじん肺の新規有所見者が認められており、粉じん作業においては、労働者の健康障害を防止することが重要です。

北海道労働局では、全国労働衛生週間の準備月間である9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策の取組を進めていきます。

つきましては、粉じん作業を有する事業場の皆様には、本月間を契機として、以下の事項を実施するなどにより、粉じん障害防止対策の積極的な実施をお願いします。

1 粉じん障害防止対策の実施状況を点検しましょう

経営首脳者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、職長などの現場責任者等による粉じん作業場のパトロールの実施などにより点検を行い、対策の実施状況を確認しましょう。

また、点検結果については、衛生委員会等での審議を通じて、改善点の有無や改善内容等を検討し、必要な場合には作業方法や作業環境などの改善に取り組みましょう。



2 呼吸用保護具や局所排気装置等の点検を行いましょう

呼吸用保護具について、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、適正な保護具の選択と着用、保守点検などを行いましょ。また、通常の防じんマスクと比べ一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、電動ファン付き呼吸用保護具の使用の検討をお願いします。

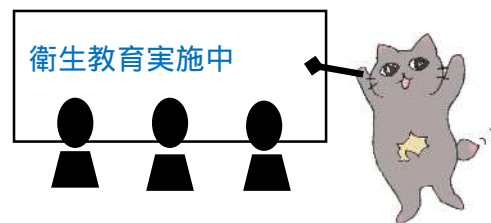
ずい道工事現場においては、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、粉じん濃度に応じた有効な呼吸用保護具を使用しましょう。

局所排気装置や除じん装置について、有効な稼働となっているか、定期的な点検と必要な補修が適切に行われているか確認を行いましょ。



3 粉じん作業従事者等に対する教育を行いましょう

粉じんの有害性や粉じん障害防止対策の重要性について理解を深めるため、粉じん作業従事者や作業管理者等に対して労働衛生教育を実施しましょう。



4 健康管理対策を徹底しましょう

じん肺健康診断を着実に実施するとともに、じん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、当該記録について確実に保存を行いましょう。

じん肺有所見者に対しては、産業医等による継続的な保健指導を行うほか、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を行いましょう。

(参考) じん肺有所見者に対する健康教育のためのガイドライン

じん肺の進行を防ぐためには、じん肺有所見者が病気への理解を深め、じん肺の進行防止や健康管理に必要な知識を身につける必要があります。

【対象者】

- ・ じん肺健康診断で新たに所見が認められた方
- ・ 管理区分が悪化した方(管理2→管理3イ・3ロ、管理3イ→管理3ロ)
- ・ 過去に粉じん作業に従事し、管理区分が管理2以上で教育未受講の方

【教育内容】

じん肺の基礎知識(30分)
進行防止と健康管理(90分)
関係法令と手続き(60分)

【実施方法】

教育は事業者が実施します。(安全衛生団体等へ委託することも可能です。)
講義に加え、映像教材や個別相談などを活用し、理解しやすい方法で行います。

(参考) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン

【主な内容】

粉じん対策に係る計画の策定
ずい道等の掘削等作業主任者の職務
粉じん発生源に係る措置
換気装置等による換気の実施等

粉じん濃度等の測定
有効な呼吸用保護具の使用
粉じん濃度等の測定等の記録
労働衛生教育の実施

詳しくはリーフレットをご覧ください
「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要」

